

諮問番号：平成29年度諮問第59号

答申番号：平成29年度答申第63号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、次のとおり、原処分（生活保護費返還処分）は違法であるから、取り消されるべきであると主張しているものと解される。

(1) 和解金の全額を収入と認定したこと

ア 審査請求人は、自動車事故により受領した和解金3,023万8,736円（以下「本件和解金」という。）が後遺障害に基づく逸失利益、後遺障害慰謝料及び将来介護費用に区分され、逸失利益は将来得られるであろう収入が減少したことによる損害であるから、収入として認定される点につき不服はないが、後遺障害慰謝料及び将来介護費用は審査請求人を自動車事故前の状態に戻すもので逸失利益とは性質を異にするから、収入として認定されるべきではない。

イ 逸失利益の内容は、自動車事故発生時の年齢（56歳）に応じた平均賃金（554万2,500円）を既存障害による割合（3分の2）で補正し、労働能力喪失期間（11年）に対応したライプニッツ係数（8.3064）及び審査請求人の過失割合（1割）から算出すると、1,215万4,090円と認定される。

ウ 最高裁判所昭和46年6月29日第3小法廷判決は、結果的に原処分と同様の処理をすることを前提としていると評価できるが、同判決の事案は自動車事故に基づく損害をその損害項目ごとにその性質を検討した上で、損害の全額が収入として認定されると判断したものではなく、本件審査請求の先例とはならない。

(2) 国民健康保険法第6条第9号の解釈適用を誤っていること

ア 保護の受給権者には2種類あるところ、一つは資産等を活用しても最低限度の生活の維持ができない本来的な被保護者であり（生活保護法第4条第1項）、他の一つは資産等を有していてもこれを直ちに活用できず、生存を危うくしているなど社会通念上これを放置し難い程度に状況が切迫する例外的な被保護者（同条第3項）であるが、後者は資産等を現実に活用し得るようになった時点で保護金品を返還することが予定される（同法第63条）。

イ 最高裁昭和46年判決（前記(1)ウ）は、本来的な被保護者（生活保護法第4条第1項）と、例外的な被保護者（同条第3項）があることを認め、また、横浜地方裁判所平成21年10月14日判決は、同法第4条第3項の保護は、同条第1項が規定する補足性の原則に照らすと例外的な措置であって、この場合の被保護者は本来的な受給資格を有するわけではないと判示していることからすれば、本来的な被保護者と例外的な被保護者があることを前提にしている。

ウ 国民健康保険法第6条第9項は、被保護者は生活保護法による医療扶助により医療費が賄われるから、相互扶助共済制度である国民健康保険制度の対象にする必要性はないとする趣旨であり、現行法制度は生活保護法又は国民健康保険法のいずれかが適用され、国民が医療費全額を自己負担する状態の発生を想定していない。被保護者は生活保護法による医療扶助を全額受けるか、国民健康保険法の1割又は3割の自己負担し、高額医療費の払戻しを受けられるかのいずれかの地位（利益）を有する。

エ したがって、国民健康保険法第6条第9号の被保護者は、生活保護法第4条第1項に規定する本来的な被保護者を指し、同条第3項の例外的な被保護者は含まれない。例外的な被保護者は、同法第63条により費用返還義務を負い、当該義務の履行により保護を受けなかった経済状態に戻るから、保護を受けない者と同様に処遇され、国民健康保険法が適用されるべきである。

2 処分庁の主張の要旨

次のとおり、原処分には、何ら違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

- (1)（前記1(1)に対して、）審査請求人は、本件和解金を収入として認定したことが違法であると主張するが、本件和解金は将来の最低生活の維持に充てられる収入ではなく、資力を保有していた期間に支弁した保護費の返還措置である。仮に請求人が主張する収入を資力として判断しても、本件和解金を全て資力として認定したことは適法かつ正当である。なお、審査請求人は、本件和解金のうち後遺障害慰謝料及び将来介護費用の性質を考慮すべきと主張するが、保護基準に従い、本件和解金の支給の趣旨や世帯の自立可能性等について関係機関等に聴取し、必要な検討を行い原処分を行ったものである。
- (2)（前記1(2)に対して、）審査請求人が本件和解金により資力が具体化し、返還対象期間に支弁した保護費を返還したことで、仮に保護を受けなかった経済状態になったとしても、返還対象期間の保護が停止又は廃止されるわけではないから、国民健康保険法の適用を受けず、返還対象期間における医療費の全額が返還の対象となる。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、生活保護法及び同法の保護基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法、不当な点は認められない。
- 2 審査請求人は、本件和解金について、生活保護法第63条の規定により処分庁から返還を求められたところ、①逸失利益が返還対象とされることに不服はないが、後遺障害慰謝料及び将来介護費用は逸失利益と性質を異にするから返還の対象とならないこと、②医療費に係る保護費の返還に当たっては、国民健康保険法を適用（1割ないし3割の自己負担）すべきで、医療費全額を自己負担させるべきではないことから、原処分は取り消されるべきであると主張する。
しかしながら、①法第63条の返還は、保護基準上原則として保護費の全額とし、被保護者の自立更生を著しく阻害する場合にこれを控除する取扱いとされているところ、審査請求人が主張するように和解金の性質により返還額を決定すべきとの定めはなく、本件にあっては、処分庁に認められた裁量の範囲内において、審査請求人の自立更生のための費用を十分に勘案して行われたものと認められる。
また、②法第63条は、保護の受給が適法であったことを前提としてその費用の返還義務を定めるものであり、保護を受給しなかったことを前提として保護世帯の経済的状況を再現すべきことを定めるものとは解されないから、審査請求人に対し医療費の全額の扶助がなされた以上、その全額の返還を求めることとなるのは当然というべきである。
- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成30年3月20日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月27日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

生活保護法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県又は市町村に対し、速やかに、その受けた保護金品に相当する額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定する。

その趣旨は、本来資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情がある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものにはかならない。

また、保護の決定に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めているが、こうした基準によれば、被保護者が自動車事故の被害者として保険金

等を受領した際、原則として、加害行為の発生時点から損害賠償請求権を有することとなり、当該時点に資力の発生があったものとして、当該資力を限度として支給された保護費の全額が生活保護法第63条による返還対象となるものの、事故による治療費や被保護者の自立更生のためのやむを得ない費用については、要返還額から控除して差し支えないとされている。

そこで、本件についてみると、処分庁は、本件和解金3,023万8,736円に対し、資力の発生時点を、保護基準によれば事故発生日とすべきところ、これを後遺障害認定日又は和解成立日として、1,310万6,042円の返還を求めたものであるが、こうした認定は保護基準に定める取扱いとは異なるものと認められる。他方、仮に、保護基準に準拠すると、本来、返還すべき額はおよそ2,200万円と試算され、原処分の返還額を大幅に上回るから、処分庁の取扱いが審査請求人に不利益をもたらすものとはいえない。よって、原処分に係る処分庁の判断には、これを取り消すべき違法又は不当な点があるということとはできない。

この点、審査請求人は、本件和解金の全額を返還決定すべきではなく、損害項目ごとの性質に応じて返還額が認定されるべきであると主張する。しかし、保護基準上、保険金等の収入のうち損害項目ごとの性質を考慮して返還額を算定するものとはされておらず、こうした方法は採り得ない。

また、審査請求人は、支給された医療扶助の全額を返還対象とすべきではなく、国民健康保険法を適用して1割又は3割の自己負担とすべきであるとも主張する。しかし、国民健康保険法は被保護者に適用されず（同法第6条第9号）、保護受給中に扶助された医療費の全額が生活保護法第63条による返還対象となるのは制度上当然に予定されていることから、かかる主張を採用することはできない。

加えて、本件に現れた事実関係からは、治療費や自立更生の費用として要返還額から控除すべきものがあるという事情も窺われない。

したがって、原処分には違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	八	代	眞	由美